

結ばれたのであるが、「天皇メッセージ」の存在は、それにストレートに結びついていくものである。

もう一つ、忘れてはいけないことは、この事実が明らかにされたのは、1979年であることである。この年、日本の占領史研究者である進藤栄一によってアメリカ側の資料の発見を通して明らかにされたのである（発表誌は『世界』四月号）。この恐るべき事実は32年以上、日本ではまったく隠され続けていたのだ。この論文は『分割された領土——もう一つの戦後史』（岩波現代文庫）におさめられている。

〈沖縄〉を通して天皇制国家をみると、その本当の姿が、非常にクリアーに視える。そういう実感を、私は沖縄に通い、沖縄の運動との交流を通して、何度も実感してきた。

本号は「高市政権を問う」シリーズの第4回で〈高市政権の軍拡政策と天皇制政策を問う〉特集である。

軍事国家・社会化政策と「皇室典範」改「正」への批判である。

軍拡と天皇制の問題を、ここでは〈沖縄〉の歴史を媒介に考えてみた。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

男系男子派のだまし討ちによる皇室典範改正

梶野 宏

「皇族数確保」が「男系男子による皇位継承者確保」へ飛躍した改正案

多くの異論は噴出する中で、7月17日、参議院本会議で皇室典範改正法が、可決成立した。

改めて確認するが、政府提出の改正案のポイントは、以下の2点である。

①女性皇族が結婚後も皇族身分を保持する、②旧宮家系の男系男子を養子として皇族に迎える。

異論が噴出したのは、この改正が、上記2点にとどまらずさらに踏み込んで、女性・女系天皇を封殺して男系男子による皇位継承を確保する内容だからである。

政府の改正法案作成に至る前段で行われた、「立法院の総意」を取りまとめる「全体会議」で議論された内容（皇族数の確保）を踏み越え（逸脱して）、棚上げされていた（はずの）「安定的な皇位継承」の問題が、法案段階でいきなり盛り込まれ、「国民の総意」どころか「立法院の総意」すら蔑ろにされて、「男系男子皇位継承のための」皇室典範改正案が、政府主導で強引に成立された

のである。

参議院の委員会での可決を受けて、朝日新聞（WEB版）は以下のように報じている。

「立法院の総意が完全に崩壊」

皇室典範改正案、野党から批判相次ぐ

皇室典範改正案が参院特別委員会で採決された16日、野党側からは、旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎える内容などについて批判が相次いだ。「立法院の総意」は完全に崩壊したとの指摘も出た。／（略）／立憲は16日、「養子案」を削除する修正案を提出。長浜氏は「立法院の総意とは言えない養子部分の改正を取りやめる」と訴えたが、反対多数で否決された。／共産党の小池晃氏も「（改正案に）反対意見が相次ぐなど、立法院の総意が完全に崩壊している」と指摘。政府が突然、養子に男子が生まれた場合に皇位継承資格を持つとする規定を改正案に盛り込んだことについて『国会と国民を愚弄（ぐろう）するものだ。断じて許されない」と批判した」（7月16日21時09分）。

旧宮家の男系の血を引く男子を養子とし

て、その子供を皇位継承有資格者とする――この皇室典範改正をめぐる20年余りの議論を振り返ってみる。

皇室典範改正に至る経緯

「皇族数の確保」「安定的な皇位継承」をめぐる皇室典範の改正の動きは、2004年の小泉政権下での「皇室典範に関する有識者会議」（小泉総理の私的諮問機関）から始まる（第1回会合は2005年の1月）。2001年12月に、当時皇太子家に愛子が生まれたが、この時に雅子は38歳直前、弟の秋篠宮の連れ合いの紀子は、1994年に佳子を産んでから10年を過ぎていた。当時の明仁天皇には、実質的な皇位継承者は、皇太子の徳仁とその弟・秋篠宮以外にはいなかった。そうした状況下で、将来の皇位継承者問題を検討するためにこの「有識者会議」が持たれた。

（1）旧皇族の養子案を退けた小泉内閣「皇室典範に関する有識者会議」の報告書

この有識者会議は主に皇位継承問題について話し合わせ、17回の会合を経て、2005年11月24日に「報告書」を提出した。

そこでの結論は、皇位継承について「女性天皇・長子優先」を柱とし、「皇族女子

が民間男性と結婚し、その子供は皇位継承権を有する（いわゆる女系天皇容認）」というものであった。

さらに、この報告書は、旧皇族の養子案については、「旧皇族は、既に60年近く一般国民として過ごしており、現在天皇との共通の祖先は約600年前までさかのぼる遠い血筋であるので、国民が皇族として受け入れることができるか懸念される」などの理由をあげて、「国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難である」と結論づけている。

今回の皇室典範改正に対する批判の主要な論調と全く同じ結論を出しているのである。

しかし、2カ月後の2006年2月の紀子懐妊によって、「秋篠宮家に男児誕生の可能性がある中で、女系・女性天皇容認の改正を急ぐべきか」という議論や男系男子派からの強い反発が高まり、最終的に小泉内閣はこの路線での皇室典範改正を見送ることになる。当時の官房長官であった安倍晋三らが、有識者会議報告を事実上「白紙化」し、男系男子維持を前提とした路線へ流れを変えたと言われている。

（2）民主党政権時代…女性宮家の検討

その後の、2009年から2012年の民主党政権下では、「女性皇族が結婚後も皇族として公務を担えるようにするか」と言う「皇族数確保」が焦点に浮上し、検討された。2012年に内閣官房「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」が発表されたが、「配偶者を皇族とする案も含め『女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする』ことを検討することが必要」と述べている。ここでは「皇位継承」については言及されていないが、男系男子派が「女性・女系につながる」と批判する「女性宮家の創設」には含みを持たせている。

（3）『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議（菅内閣）

ここからが今回の改正に直接つながるものである。

すなわち、明仁退位の際の「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に際して、以下の附帯決議（2017年6月）が衆参両院でなされた。

一、政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等につい

て、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二、一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法院の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

上記の「一」を受けて、2021年に菅義偉内閣によって「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案』に対する附帯決議」に関する有識者会議」が持たれた。この会議の「報告書」は、検討課題として、「皇位継承の問題」と「皇族数の減少の問題」があるが、悠仁が2006年に誕生したことを受けて、「今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない。／悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある。／悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏

まえた上で議論を深めていくべきではないか」と、「皇位継承問題」を棚上げにしている。

「皇族数確保の具体的方策」については、①女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することとする、②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする、③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること、の3点を挙げている。ただし、「①・②の二つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保できない場合に検討する事柄と考えるべきではないか」としている。

（３）全体会議での麻生の「ちゃぶ台返し」と取りまとめ後の急展開

この「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案』に対する附帯決議」に関する有識者会議」の報告を受けて、国会では、付帯決議「二」にある「立法院の総意」の取りまとめの検討」が始められた。いわゆる「全体会議」である、衆参両院の議長・副議長、与野党各派が参加のこの「全体会議」は、2024年から2025年6月まで10回開かれた。

報告にあるように、「皇室数の確保策」

について、①結婚後の女性皇族が皇族に留まる、②旧宮家の男系男子を皇族の養子にする、の2案が検討された。①についてはほぼ合意され（女性皇族の配偶者や子供を皇族にするかどうかでは意見が分かれたが）、②については、憲法14条の「門地による差別」にあたるのではないかという疑義や旧皇族の子供や孫であっても、生まれながらに平民である人物が皇族となることに対する「国民の理解」と言う点で慎重意見が出された。そして、②を棚上げにして、①だけを「立法院の総意」としてまとめようとする動きが出てきたが、それに対しては、男系男子派の中心で急先鋒である麻生が、「多くの党が支持している養子縁組案を棚に上げ、取りまとめが行われることは不自然で、まかりならない」として、それを覆した。立憲民主党の野田代表（当時）はこれに対して、「看過できない。交渉当事者としての信頼性に関わる問題で、極めて遺憾だ」麻生氏と衆院の正副議長を交えた協議で、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保つことのみ、今国会で決めると合意していたと説明。麻生氏の発言は『「ちゃぶ台返しだ」』と反応した。

その後、衆議院選挙での自民党の圧勝も受けて、男系男子派の巻き返しによって、①②案ともに「いずれも了とする」という

形で「立法院の総意」としてまとめられた。ただし、そこには「安定的な皇位継承」の問題については、「皇族数確保後に引き続き検討する」との趣旨も付記されていた。

取りまとめが政府に提出された6月8日に、取りまとめの中心にあった麻生に極めて近い森衆議院議長が、「皇族数確保に向けた『立法院の総意』案に盛り込んだ『旧11宮家を養子に迎える案』に関し、『養子となった男子に男の子が生まれれば皇位継承権を持つことになる』と発言」（共同通信6月8日WEB版）した。おそらく政府の改正案が、男系男子の皇位継承問題に踏み込むことを了解の上での先走りか、観測気球的な発言であったのだろう。

当然にも、「全体会議で主要議題となったこともなく、『野党から「重大な裏切り」と批判の声も上がる』（朝日新聞6月8日WEB版）。中道改革連合の野田は、『（各党は）皇族数の減少に歯止めをかける議論に終始していた』と指摘。『取ってつけたように急に議長の解釈で（議論を）進められたら、たまったものではない』と反発した。養子を受け入れる制度設計の過程で『そんなものが入ってきたら、突き返さなくてはいけない』（朝日新聞6月9日WEB版）とも述べたと報じられた。

これらの批判を受けて、森議長は、「男系男子による皇位継承を定める皇室典範1条に基づく現行法の解釈を述べたものだ」との言い訳をしているのだから、この段階まではまだ、「皇位継承問題」は棚上げされた体を装っていたのである。

* * *

こうして議論・経緯を受けて作成された（はずの）「皇室典範改正案」が、今回成立した政府案である。

「立法院の総意」というのはそもそも欺瞞・虚構であるが、棚上げ・先送りにするとして議論されなかった事項が、一方的な結論とともに法案に書き込まれたのである。完全な騙し討ちである。

皇室典範改正と憲法

愛子人気もあってか、女性天皇支持・容認は、世論調査で60〜80%、多いものでは90%を超えている。旧宮家の養子案には半数以上は否定的である。男系男子派はもちろんそのことは承知である。20年前の小泉内閣での有識者会議は、女性・女系天皇容認（長子継承）の方針が結論づけられてもいることから、男系男子派は、これをひっくり返して、男系男子の天皇制を維持するために躍起になっていたのであろう。

小泉内閣での有識者会議開催時点で、天

皇の長子継承は当時の天皇明仁も了解していたものと思われる。今回の徳仁の「国民の理解を得られる制度を」との踏み込んだ発言も、歪な形になっても男系男子継承にこだわる姿勢への批判を含むものである。男系男子派はそのことも承知の上であろう。彼らには個別の天皇の意向は関係ないように見える。彼らは、明仁・美智子の作った「国民に寄り添う象徴天皇制」を嫌っている。

衆議院で3分の2を超える議席を有する今だから、どんなに強引でも、やりたいことをやってしまおう、今やらなければ、との姿勢があるに違いない。

何が彼らを男系男子継承に固執させるのか、「天皇制への妄想」としか思えないが、一つはつきりしているのは、彼らに「男尊女卑」の意識が拭いがたく染み付いているということである。

最後に、皇室典範改正と憲法との関係についてふれると、旧宮家から養子を迎えることは、国民を旧宮家とその他に分ける門地による差別であるから、明らかに憲法14条（法の下の平等）に違反する。それに対しては、内閣法制局（木村陽一）は、皇位の世襲を定めた憲法2条を踏まえ「制度を円滑に運用することは憲法の要請だ」「その要請に応えるための改正は、違憲ではない」

女性天皇をパージ、そして天皇制は続く

桜井 大子

との、強引で意味不明な強弁をしている。憲法の基本原則（基本的人權の尊重）からすれば、天皇条項（第1章）は「人權の飛び地」として容認されているに過ぎない。憲法の内容からすれば、むしろその「飛び地」を縮小する方向への改正こそ、要請されるものだろう。「飛び地」を拡大する今回の改正は、許されてはならない。「飛び地」は、縮小され、やがては消滅させる方向こそが日本国憲法の精神に則ったものである。そうした意味では、今回の皇室典範の改正は、戦後憲法の「改憲」を志向するものである、とも言える。男系男子派は、すべからず改憲派であることから、もちろんそれは明らかであろう。

36親等も離れた「親族」（民法上では6親等までが親族）を引っ張り出して、男系男子を繋ぐ（繋がないといけない）という彼らは、その先に何を見ているのであろうか？

（かじの・ひろし／本誌編集委員）

「皇室典範改正」の長くて短い道のり

7月11日、「皇室典範改正」（皇室典範等の一部を改正する法律）が成立した。「改正」の大きな柱は①女性皇族が結婚後も皇族の身分を保ち、②旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎えることを可能にするという二点だ。法改正は「皇室典範改正案」要綱の骨子が報道された6月23日から、3週間足らずの間に急ピッチで進められた。

改正法成立までの過程についても、簡単に触れておこう。「改正案」要綱は「立法院の総意」に沿ったものとされているが、女性皇族と夫・子の婚姻後の処遇や養子縁組への反対意見を棚に上げて正副議長がまとめたもので、「立法院の総意」などどこにも存在していない。骨子には、女性皇族の夫・子の身分や、養子の男子についても言及していない。6月25日、各党派の代表者協議で要綱は了承され、政府は「改正案」として閣議決定した。しかし6月30日、出てきた法案の紹介記事には、養子となった皇族の男子は皇位継承権をもち、皇

族身分を保持した婚姻後の女性皇族には住民基本台帳法適用等々の言葉が踊った。どちらも要綱骨子にはなかった文言であり、とりわけ女性皇族への婚姻後の扱いについては寝耳に水であった。

メディアには「総意の軽視が甚だしい」「騙し討ちだ」といった野党の声や、「将来にわたり女系天皇の芽を摘んだ改正法」「養子の対象となる旧宮家と現天皇との共通の祖先は約600年遡る」等々の記事が並んだ。議会も野党も有権者も相当にナメられた話であり、それについては轟々たる非難は起こされるべきである。しかしおそらく、そういった批判は沈静化し、法の執行に向けて諸手続きは進められ、近い将来、養子縁組の具体的なニュースを目の当たりにすることになるであろう。長期にわたり懸案だった皇位継承問題は、国会でのまともな議論を許さず、あつさり短期間に「解決」した。天皇制は、養子を受け入れ続け、数人の男子が生まれさえすれば、女性天皇容認よりも安泰となる可能性は高いかもしれない。